

北海道富良野高等学校

『学校いじめ防止基本方針』



令和5年（2023年）4月
北海道富良野高等学校
（令和5年（2023年）12月一部改訂）

学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

そこで、「いじめ」は、本校の、どの生徒にも起こりうる問題と考え、この卑劣な行為は絶対に許さないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切、且つ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

『いじめ防止対策推進法』（平成25年9月28日施行）

第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための方策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第22条 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 いじめの様態と定義

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係（学校・学級や部活動、塾や外部における活動団体など、学校や市町村の内外を問わず、当該生徒と何らかの関係がある生徒を指す）にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 留意事項

ア いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状態などを踏まえ、客観的に判断し対応する。

イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

ウ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえて対応する。

エ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

オ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」など、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 基本方針

(1) いじめをさせない環境の醸成

発達支持的生徒指導を重視し、共感的生徒理解に努めるとともに、「いじめ」はどのような理由があっても、絶対に許されることではないことや、行ってはいけないことを理解させる。

(2) 日常的生徒理解（観察と情報共有）の重視

日常の教育活動の中の面談や教室・保健室等での言動、家庭での様子等の情報を共有し、生徒理解に努め、いじめの未然防止や早期発見に取り組む。

(3) 全教職員・保護者・関係機関による共通理解・共通行動で対応

「いじめ」の行動は、全教職員・保護者・関係機関を相手にするという抑止力を提示し、社会全体でいじめ問題を克服することを目指して対応する。

(4) 生徒会活動との連携

「いじめ防止」をテーマにしたキャンペーン活動などを行う。

4 年間指導計画

月	取組
4	・『学校いじめ防止基本方針』の提示（職員会議） ・『学校いじめ防止基本方針』の説明・周知（始業式・PTA総会・LHR） ・いじめ対策委員会 ・個人面談（1年次） ・年次集会（2年次、3年次）
5	・個人面談（全年次）
6	・『いじめアンケート調査』（全年次） ・いじめ対策委員会（『いじめアンケート調査』の結果の共有）
7	・学校祭 ・年次集会（1年次） ・三者面談（2年次、3年次）
8	・いじめ対策委員会
9	・球技大会
10	・『いじめアンケート調査』（全年次） ・いじめ対策委員会（『いじめアンケート調査』の結果の共有） ・個人面談（1年次）
11	・PST懇談会 ・年次集会（1年次）
1	・年次集会（1年次） ・校内研修（全教員） ・いじめ対策委員会
3	・体育大会（1年次、2年次）

5 いじめ対応の流れ

(1) 日常的な取組

担任・副担任・教科担任は日常的な観察により、教室内で起こる「小さな笑い」や「無言・無視」、「発言後に発生するある種の目配せ」に特に注意し、担任へ情報を集約する。

(2) 1次組織（担任・副担任・教科担任・学年）対応（事実確認を第一に優先する。）

「いじめ」を受けているかもしれない生徒との面談等を通して、当該生徒が問題意識を持っているか否かを確認する。当該生徒が、いじめとしての問題意識を持っている場合、まずは年次団で対応する。年次団は、被害生徒・保護者と連絡を取り、状況と対応について説明する。一方、加害生徒との面談を実施し、被害生徒がいじめとして問題を感じていることを知らせ、いじめをやめるよう指導する。また、事実関係の確認後、速やかな対応が必要と判断された場合については、2次組織対応レベルへと移行する。

(3) 2次組織（「いじめ対策委員会」）対応

年次団による指導でも改善が見られない場合や特別指導が必要と思われる場合は、「いじめ対策委員会」が対応する。当該生徒（被害・加害）と面談し、継続した指導を実施する。必要な場合、別室での学習活動を含めた対応を検討する。関係保護者の説明については、年次団や担任と連携して実施する。また、関係機関との連携を図りながら生徒及び保護者対応を行う。

6 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 個性を伸ばし、自信を持たせ、コミュニケーション能力を育む教育の充実を図る。

(2) 特別活動や道徳教育を充実させ、個々の生徒の規範意識を高め、望ましい人間関係関係の構築を図る。

(3) 定期的実施する面談や教育相談を充実させる。

(4) 「各種たより」を充実させ人権意識の高揚を図る。

(5) 教科「情報」におけるモラル教育の充実を図る。

(6) 保護者・地域に「学校いじめ防止基本方針」等を周知し一層の連携を図る。

7 いじめの早期発見

いじめを早期に発見するため、以下の視点で生徒を観察し、生徒が発信する小さなサインを決して見逃さないようにする。

次の(1)～(4)の項目を基本にしつつ、次ページの『チェックリスト』を、定期的な個人面談や教育相談の機会に活用する。

(1) 生徒のサインからいじめを早期に発見する。

*生徒のサインは次のようなものがある

・遅刻欠席が多い。体調不良を訴える。表情が沈んでいる。口をききたがらない。

・無視される。からかわれる。急によく保健室・トイレに行く。衣服が汚れている。

・体に傷やあざがある。自転車がパンクする。ぽつんと1人である。使い走りをさせられる。発言で爆笑がおきる。格技の技を仕掛けられる。持ち物が隠される。

・落書きされる。あだ名で呼ばれる。必要以上のお金を持っている。

(2) 教育相談を充実させ、日頃から相談できる環境や雰囲気をつくり、いじめを早期に発見する。

(3) アンケートを実施し、いじめを早期に発見する。

(4) 家庭や生徒情報、地域情報からいじめを早期に発見する。

家庭において、いじめのサインを見つけたり、クラスの友人からの訴えによって早期に発見することができるよう連携する。

いじめの早期発見のためのリスト

- 次の項目に当てはまる生徒がいる場合は、「いじめのサイン」として「いじめ対策委員会」に報告する。

日常の行動や様子

- 遅刻・欠席・早退が増えた。
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、直ぐに保健室に行きたがる。
- 用もないのに職員室は保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。
- 教職員の近くにいたがる。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- 交友関係が変わった。
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 表情が暗く（さえず）元気がない。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。
- 体に擦り傷やあざができてることがある。
- けがをしている理由を曖昧にする。

授業中の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。
- 発現したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。

放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。
- ゴミ捨てなど、いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 一人で下校することが多い。
- 一人で部活動の練習の準備や片付けをしている。
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。
- 部活動の話題を避ける。

8 いじめに対する措置

- (1) いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、「いじめ対策委員会」と情報を共有する。

いじめの報告：把握者 → 学級担任等 → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長

- (2) いじめを受けた生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるように支援する。
- (3) いじめを行った生徒には、いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で、他人の痛みや苦しみを知ることができるよう指導する。また、教育上必要があると認めるときは、懲戒処分を行う場合がある。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者に対し事実関係を丁寧に報告し、解決のために連携して対応する。
- (5) いじめにより心身や財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、犯罪行為と認められる場合は躊躇することなく警察と連携して対応する。
- (6) いじめ発見から初期対応までの流れ
「いじめ対策委員会」は、教職員からいじめ（いじめの疑いを含む）の報告を受けた時点で、次のとおり、迅速かつ的確に対応する。

<いじめの発見>

- いじめが疑われる言動を目撃
- 学級日誌等から気になる言葉を発見
- 「いじめアンケート」等から発見
- 教員等から気になる報告
- 被害生徒からの訴え・相談
- いじめを目撃した生徒からの報告・相談
- いじめを目撃した生徒の保護者からの連絡・相談

※ 解決に向けて、正確な事実確認を行う。ただし、事実確認に時間を要し、「いじめ対策委員会」への報告が遅れないようにすること。

報告

<いじめ対策委員会>

【会議の開催】

- 報告内容の整理・共有
 - ・現在の状況（いじめの状況）
- 事実関係の把握
 - ・聴き取りの対象、内容、留意点等の確認
 - ・聴き取りの分担
 - ・被害、加害、関係生徒への事実確認
※個別に同時進行で確認
※事実確認と指導を明確に区別
 - ・聴き取った状況（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握
- いじめの認知判断
- 対応方針の決定
 - ・生徒の安心・安全を最優先として、緊急度を確認
 - ・役割分担（いつ、誰が、どのように対応するのかなど）を決定
 - ・全教職員に周知し組織で迅速に対応

◎ いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向

- ・自分は指導力があるので、自分の力だけで解決できると過信する。
- ・不十分な事実確認のもと、生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断する。
- ・いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い他の教職員に知られたくないと感じて抱え込んでしまう。

【早期の組織的対応】

- ◆ 被害・加害生徒への対応
 - ◆ 保護者への報告・連携
 - ◆ 教育委員会への報告・連携
 - ◆ 関係機関との連携
（児童相談所・警察等）
- ◎対応経過、改善の進捗状況の確認

(7) いじめの程度に応じた対応

具体的な対応については、「いじめ対策委員会」が、被害・加害生徒の状況や保護者の意向等を踏まえ、次の対応例を参考に判断する。

□被害生徒への対応例 ■加害生徒への対応例

		加害生徒の行為の重大性の程度							
		低				高			
被害生徒が感じる心身の苦痛の程度	低	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った行動	衝動的に行った行動 暴力を伴わない	暴力を伴う	故意で行った言動 暴力を伴わない	暴力を伴う
		一時的な不快感・落ち込み	怪我なし	□ ■ 経過観察、定期的な声かけ	□ 気持ちの受容、本人のよさを伝える ■ 人を傷つける言動について指導 □ ■ 経過観察、声かけ	□ 心のケア ■ 絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪の場の設定 □ ■ 経過観察、声かけ	□ 心のケア、SCの面談 ■ 暴力は絶対に許さないことを指摘、謝罪の場の設定	□ 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談 ■ 経緯の聴き取り、行為への指導	□ 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談、外部相談機関の紹介 ■ 経緯の聴き取り、別室指導 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催
		継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置できる程度のけが	□ 相手の言動の意図を説明、SCの面談 ■ 相手の気持ちの説明	□ SCの面談 ■ 不適切な言動への指導	□ SCの面談 ■ 絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪指導	□ SCの面談 ■ 怒りの対処法指導	□ SCとの継続的な面談 ■ 複数の教員による指導、監督 □ ■ 複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 警察や児童相談所等との連携による指導 □ ■ PTAの協力連携、地域住民との連携
	登校渋り	医療機関で一回治療する程度のけが	□ 家庭訪問	□ ■ SSW等の活用	□ ■ SSW等の活用 ■ 外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	□ ■ SSW等の活用 ■ 外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	□ ■ SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催	□ ■ SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 ■ 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 □ ■ いじめ対策保護者会開催	
重大事態		□ ■ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づき対応 □ ■ いじめ防止対策組織推進法第28条に基づく調査 □ ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □ ■ 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害生徒の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害生徒が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害生徒や保護者の訴え等を考慮し、学校と北海道教育委員会が連携して適切に行う。							

※ 被害・加害生徒の保護者への連絡は必須

※ SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

9 ネットいじめへの対応

プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進する。

新型コロナウイルス感染症に関して、SNSなどによる誹謗中傷等がないよう普段から啓発を行う。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次に掲げるア、イの場合をいう。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。そして、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供するとともに、学校を所轄する北海道教育委員会に報告する。

11 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係の修復状況など他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断によって、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が、いじめの行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守りとおし、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

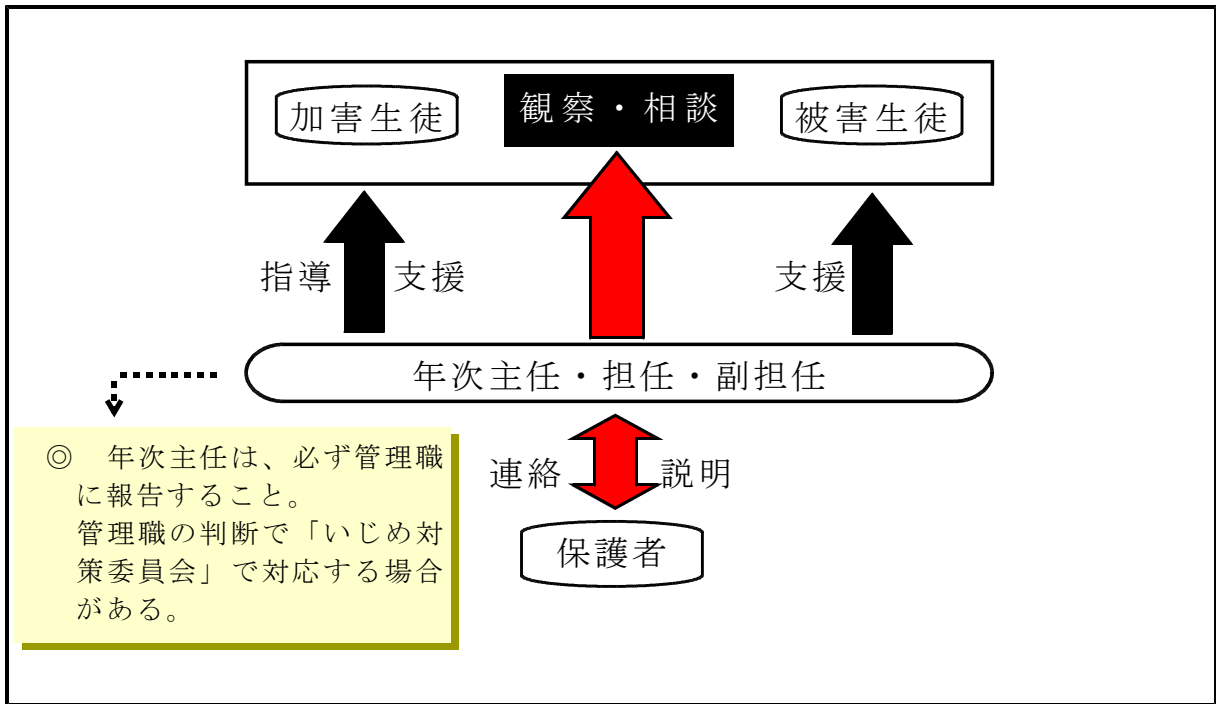
※ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

12 評価

「学校いじめ防止基本方針」が的確に運用され、生徒が安心安全な学校生活を送ることができているか学校評価に評価項目を設定し、PDCAサイクルに基づき検証・改善を行う。

13 対応組織図

(1) 1次組織（年次主任・担任・副担任）

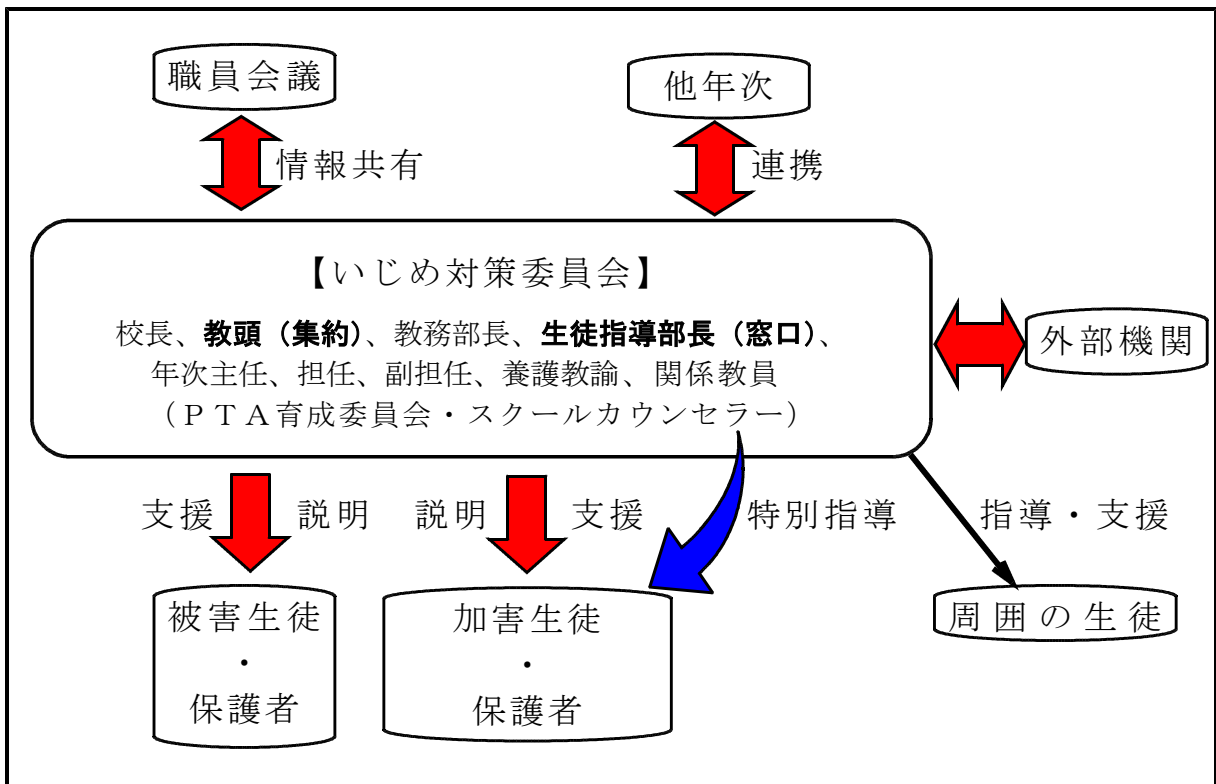


(2) 2次組織（1次組織でも解決に至らなかった場合）

名称：いじめ対策委員会

構成員：校長、教頭、生徒指導部長、年次主任、担任、副担任、養護教諭
（PTA育成委員、スクールカウンセラー）

外部機関：警察、児童相談所、保健所、市教委、道教委上川教育局



早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- アンケート調査や教育相談
- スクールカウンセラー
- 周囲の生徒や保護者
- 学校以外の関係機関
- 地域住民等
- 学級担任
- 担任以外の教職員

<いじめの報告>

- 把握者 → (学級担任等) → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長

いじめ対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針の決定（いじめ対策委員会）】

- 事実関係の把握
- いじめの認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- S Cや関係機関との連絡調整

【いじめ対策委員会による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（上川教育局、富良野市家庭児童相談室、旭川児童相談所、警察など）
- 周囲の生徒への指導

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守る。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身につけさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題と捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策委員会におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の生徒、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 生徒理解研修や事例研究等の実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒の居場所づくり、絆づくりなど学級経営の充実 <input type="checkbox"/> LHR、学校行事など豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりの推進 <input type="checkbox"/> 主体的に取り組む協働的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> P T Aと協力し、豊かな心の醸成を促す取組 |
|--|---|---|